

平成21年3月31日現在

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2006～2008

課題番号：18730052

研究課題名（和文） 犯罪論における集合的行為の責任原理について

研究課題名（英文） A theory of criminal responsibility for collective actions

研究代表者

増井 敦（MASUI ATSUSHI）

京都産業大学・法学部・講師

研究者番号：10411018

研究成果の概要：複数の人々が協働して犯罪を遂行した場合に、関与者個人の刑事責任を適切に問うような責任原理とはどのようなものを研究した。特に、暴力団組織を背景とする犯罪や多数人のデモから暴動に発展するような場合を素材とした。行為の時点での個々の行為者の個別の行為をばらばらに分解して評価する試みはうまくいっていない。そこで、集団の構造や行為者間の関係、また、行為者と集団との関係をも考慮しつつ個人の刑事責任を問う方法を提案した。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,500,000	0	1,500,000
2007年度	1,000,000	0	1,000,000
2008年度	1,100,000	330,000	1,430,000
年度			
年度			
総計	3,500,000	330,000	3,830,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：刑法・共犯・責任原理・集団犯・共同正犯・

## 1. 研究開始当初の背景

従来の近代犯罪論体系は、アトミックな個人観を基礎に「個別行為」を対象とする理論体系を構築してきた。近年、国際社会の要請から組織的犯罪に対処する立法が行われてきたにもかかわらず、理論面では組織的、集合的犯罪に関する研究は立ち遅れていた。

さらに突き詰めれば、共同正犯や騒乱罪等の集団犯において個々の関与者・参加者が自ら直接行った行為を超えて責任を問われる

のはなぜかという問題も、刑法解釈学において古くから取りあげられてきたテーマの一つでありながら、核心部分においてきちんと議論されてきたか疑わしい。

そこで本研究は、集団と個人の関係という事実的基礎に遡って、もう一度この現代のかつ根源的な問いに対して正面から取り組もうとしたものである。

## 2. 研究の目的

(1) 本研究は、集合的行為において関係的個人観に立ちながら諸個人の刑事責任を適切に定めうるような責任原理とはどのようなものを考察しようとしたものである。具体的には、共同正犯や集団犯（騒乱罪等）など複数の者が協働して犯罪を遂行した場合に、個々の関与者が自ら直接実現したものを超えて他の関与者が惹き起こした事態にまで刑事責任を問われるのはなぜか、また、どの範囲で責任を問われるのかという問題に対して、関係的責任論に基づいて説得的な解答を与えることを目指した。

(2) 関係的責任論に基づく責任原理が提示されれば、近代刑法成立以降、一貫して矛盾を抱え込んできた集合的行為の責任原理に関する極めて魅力的な代替案となり得ると思われる。近代法秩序の本丸ともいえる犯罪論を対象に従来の近代的個人観を根本から問い直すことは、21世紀日本の法秩序のあるべき姿を示す上で不可欠の作業であり、本研究はその仕事にまさに正面から取り組もうとした。

(3) また、本研究は、方法論において、経験諸科学の成果と法解釈論をつなぎ合わせるといふ、従来ほとんど行われてこなかった学際的な犯罪論を展開しようとした。

(4) さらに、今日、組織的犯罪への対応が緊急課題とされている中、この分野における政策的対応に哲学的・理論的基盤を提供するという実践的な意義をも追求した。

## 3. 研究の方法

(1) 研究方法を以下のように構成した。

① 規範論的事実的基礎として、経験諸科学の成果を参照しつつ、集合的行為の構造理解を深める。

② より一層事実面に即したかたちで諸個人の責任を定めるような責任原理として関係的責任論の考え方に注目する。

③ 集合的行為に関わるいくつかの解釈論上の問題について、関係的責任論が有効な解決策となり得ることを具体的に示す。

(2) 上で示した3段階のうち既に手がけた①では、個々の関与者が自ら直接行った行為を超えて刑事責任を負う根拠・範囲を明らかにすることを目的に、その予備的考察として、

集合的行為の事実的解明を社会心理学的側面から試みた。集合的行為は、集団自体あるいは集団を構成する個人には還元し尽くせない社会的事象であること、その刑事責任は、集団と個人の関係、とりわけ、集合的行為における自己概念の変容という事実的基礎をもとに論じられるべきことを明らかにした。そこで、①集合的行為の構造に関する事実的側面の研究を足がかりに、本研究期間においては、特に、②集合的行為における責任原理としての関係的責任という規範的側面の研究、③さらに両者を統合する形での法解釈論の展開を中心に研究に取り組んだ。

(3) 研究手法としては、上記②に関しては、言語哲学、法哲学、倫理学、法社会学、社会心理学、集団社会学等の隣接分野の研究文献を収集し検討した。

また、③については、基本的には刑法解釈学の方法にしたがって、判例・学説の比較検討を通して、解釈論を展開した。

## 4. 研究成果

(1) 3. (1) ②の問題は英米の法哲学者らによって「集合的責任」の問題として扱われてきたが、その展開の中で、集合的責任を支える責任原理は関係的責任論であり、この責任原理によってのみ犯罪論における共犯処罰を根拠づけうるようになってきた。本研究では、Joel Feinberg, *Doing and Deserving*, 1970, Larry May and Stacey Hoffman, ed. *Collective Responsibility*, 1991, Allan Norrie, *Punishment Responsibility and Justice*, 2000, Christopher Kutz, *Complicity*, 2000, J. Angelo Corlett, *Responsibility and Punishment*, 2004,などを参照して、英米法哲学における関係的責任論の展開を調査、検討した。問題が刑法学の基本原則である責任原理に関わるものであるため、関係的責任論をどのような形で刑事責任論に取り入れるかについてはなお慎重な検討を要すると考えている。しかし、2008年度にこの分野で優れた業績を残されたカリフォルニア大学バークレー校のKutz教授と意見交換する機会を得、来年度に、共同研究を行う計画を持たたことは大きな成果であったといえる。Kutz教授との研究もふまえて、2009年度には原理面の検討においても成果を公表する予定にしている。

(2) 3. (1) ③においては、関係する刑法解釈論上のいくつかの問題について検討した。

① 一つには、暴力団組長である被告人が自己のボディガードらの拳銃等の所持につき直接指示を下さなくても共謀共同正犯の罪責を負うとされた事例とりあげた。まず、従来の判例を再検討した結果、共同正犯成立要件の一つとされてきた「共謀」は、共謀形成行為ではなく、共謀状態すなわち集団の一体性の存在を意味していたことを論じた。さらに、判例における共同正犯の成立要件は、集団の一体性、重要な役割、正犯意思にまとめられることを確認したうえで、共謀への参加という事実が、共同正犯成立のどの要件との関係づけられているかを整理すべきことを指摘した。そして本事案において、共同正犯の成立を認めうるか、とりわけ「共謀」要件の充足を認めうるかを詳細に検討した。

従来、いわゆる共謀共同正犯の問題として数多くの議論が積み重ねられてきたところであるが、新たに最高裁の重要決定が出された結果、議論は新たな展開過程にある。本研究は、行為の意味解釈には行為の背景事情が無関係ではないとの基本的な視座からこの問題への一つの見方を示そうとした。また、判例理論の展開過程を再検討した結果、このアプローチが判例理論を基礎づける可能性も示唆した。

② また、刑法上の集団犯の典型の一つである騒乱罪も素材としてとりあげた。ここでも、個人と集団の関係に着目して、相互循環的な解釈によって、集団における個人の行為について評価すべきであるという視座のもとに議論を展開した。

まず、騒乱罪の法的構造について、本文構成要件行為説、各号構成要件行為説、本文各号構成要件行為説を比較検討し、本文各号構成要件行為説が妥当であることを示した。

ついで、いわゆる「共同意思」要件について、戦後の4大騒乱事件を中心に、集団における個人の責任を問う概念道具として判例におい採用されてきた「共同意思」概念がどのように用いられてきたか、それが多義的で曖昧なものとならざるを得なかったのはなぜかを論じた。そして、集団全体により惹き起こされた結果について関与者個人に責任を問うための理論上の鍵は「一部行為全部責任の法理」であることを指摘した。最後に、なぜ、騒乱罪においても、一部行為全部責任の法理を適用できるのか、集合的行為の事実的基礎に遡って明らかにし、結論として、騒乱罪の成立要件を具体的に示した。結論部分については2009年度中に公表予定である。

騒乱罪については近年現実の適用例がないことから、理論的検討が不十分なまま放置されてきたが、集合的行為に関する隣接分野の研究の進展を踏まえて、集団犯の典型とされる犯罪類型に関する解釈論を再構成した

点に意義があったと考えている。

③ さらに、組織的犯罪処罰法の解釈問題を取り上げて、日本刑法学会関西部会における共同研究報告を行った。ここでは、大阪大学の佐久間修教授をコーディネーターとして、組織的犯罪処罰法の運用実態を検証するとともに、理論的な問題として、集団的あるいは組織的な犯罪現象に対して、従来の共犯論で対処できる限界はどこまでなのか、個人犯罪を前提とした伝統的共犯論を見直すべき部分はないのかを検討した。警察庁刑事局組織犯罪対策部原田義久理事官から、組織犯罪処罰法の運用実態について、次に、それを踏まえて、特に、組織犯罪処罰法3条1項を中心に、解釈論上の問題点を指摘し、さらには、ある種のアジテーションも含めて、従来の共犯論に対する問題提起を私が行い、それに対して、同志社大学の十河太郎教授に伝統的共犯論の立場からのお答えを頂いた。法施行から一定の時間が経過し適用例も蓄積されてきたことから、施行当初に指摘されてきた理論的な問題も含めて再検討したものである。団体の行為を捉えて個人を加重処罰する点で、集団犯、共同正犯と同種の難問に直面することが浮き彫りにされた。集合的行為の責任原理に関する新しいアプローチの要請が実務の現場において存在すること、適用されるべき範囲が近年広がりつつあることが確認されたように思われる。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計4件)

- ① 増井敦、騒乱罪の構成要件について——いわゆる「共同意思」要件を中心に(2)、産大法学42巻4号、1-49頁、2009年、査読無
- ② 増井敦、騒乱罪の構成要件について——いわゆる「共同意思」要件を中心に(1)産大法学42巻2号、1-20頁、2008年、査読無
- ③ 増井敦、暴行罪における暴行概念と傷害致死罪、産大法学40巻3=4号、1-32頁、2007年、査読無
- ④ 増井敦、暴力団組長である被告人が自己のボディガードらの拳銃等の所持につき直接指示を下さなくても共謀共同正犯の罪責を負うとされた事例について、産大法学40巻2号、94-119頁、2007年、査読無

〔学会発表〕（計 1 件）

- ① 佐久間修・黒田義久・十河太郎・増井敦、  
共同研究「集団犯罪・組織犯罪と共犯理論の  
再構築」、日本刑法学会関西支部会、2008 年 7  
月 27 日、大阪市大

〔図書〕（計 1 件）

- ① 増井敦、〔第 8 章騒乱の罪〕、伊東研祐・  
松宮孝明編著「学習コンメンタル刑法」、  
日本評論社、180-184 頁、2007 年

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

増井 敦 (MASUI ATSUSHI)  
京都産業大学・法学部・講師  
研究者番号：10411018